

令和 7 年度 いじめの防止等のための取組について

団体名	取り組まれていること	対象者	期間・時期
小学校	- いじめを生まない土壌づくり ・早期発見・早期対応の徹底。 ・教職員間の連携による児童の見守り。 ・ネットリテラシー教育や、行事を通じた自己有用感の育成。 ・学校生活アンケート ・学校だより等での保護者への啓発 ・スーパー元気・さわやかキャンペーン	児童・保護者	通年
中学校	- いじめを生まない土壌づくり ・クラスや部活動での生徒の見守り ・学年、生徒指導担当者、学校全体で情報を共有 ・学校生活アンケート ・SNSトラブルへの対応。 ・警察と連携したネットマナー講演会 ・小中高・特別支援学校との情報共有。 ・スーパー元気・さわやかキャンペーン	生徒・保護者	通年
P T A 連 合 会	・家庭内での相談しやすい環境づくり。 ・学校と保護者の連携強化 ・いじめが発生しない土壌づくり	児童生徒 保護者	通年
青少年育成 春日部市民会議	・いじめ・差別・薬物乱用防止などを目的とした啓発品の配布 ・啓発物は、1 万 4 千点 ・少年の主張作文コンクール ・青少年健全育成講演会	市民全般	通年
青少年育成 推進員協議会	・非行防止パトロール ・啓発品の配布 ・LINE を活用し、こどもと保護者の双方が利用できる窓口を設置	市民一般	通年
越谷児童相談所	・虐待対応だけでなく、保護者やこどもからの多岐にわたる相談。 ・専門的な個別支援。 ・学校・関係機関との連携。	児童生徒	通年
春日部警察署	・学校や保護者による指導だけでは解決が困難な子供同士のトラブル（喧嘩など）に対し、警察が介入して対応。 ・生徒と保護者の双方に対してスマートフォンの適切な使用方法を直接指導。 ・啓発文の配布依頼に加え、児童と保護者が共に参加できる啓発活動を推進。	児童生徒	通年
共栄大学	・個々の事案への対応（生徒指導）と、内面的な価値観の形成（道德教育）の両面からアプローチできる指導法を習得するよう学ばせている。 ・どのような課題に直面しても、常に子どもの人権を守り、健やかな成長を支えるための基本的な考え方を確立する。	市民全般	通年

春日部市自治会 連合会	・自治会による毎月の巡回に加え、学校の夏休み・冬休み期間には重点的なパトロールを実施。	児童生徒	通年
春日部市民生委員・児童委員協議会	・更生保護女性会による講座運営 ・地域の見守り活動（ゆるまも） ・学校への支援活動	児童生徒	通年
春日部地区保護司会	・社会を明るくする運動、小中学校で作文コンクールを実施。 ・「保護司だより」を発行し、公共施設や各家庭へ配布。	児童生徒	通年
人権共生課	・幅広い人権問題への対応 ・近隣市町、さいたま地方法務局、人権擁護委員協議会などと連携し、人権問題の早期解決を図る。 ・中学生を対象とした「人権作文コンテスト」を毎年度実施。 ・いじめや友人関係のトラブルを一人で抱え込まないように、以下の窓口を周知。	小中学生	通年
こども育成課	・学校と連携しながら子どもの指導にあたっている。 ・夏休みに中高生向けの「武里ユースセンター」を試験的に開設した。	児童生徒	通年
指導課	・スーパー元気・さわやかキャンペーン いじめを許さない土壌づくりを図り、学校や家庭などにおいて話し合う機会を設けた。 ・生徒指導特別委員会 生徒指導上の情報交換 ・市内34校への支援 学校いじめ防止基本方針の策定 課題のあるいじめについては、必要に応じて指導主事を派遣。 ・教育相談センター こころのサポートチーム巡回相談 学校心理士、臨床心理士、SSW、市教委指導主事等で構成された「サポートチーム」が全校を訪問しながら、不登校児童生徒やいじめ問題等に関して支援・助言 ・学校警察連絡協議会 青少年健全育成地域の集い並びに講演会	中学校区を中心に組織 生徒指導主任（中・義） 児童生徒・教職員 学校 管理職、生徒指導主任 保護者、民生児童委員等	毎年（2学期内に実施） 年間3回 随時 一校2回／年間 1月～2月

社会教育課	・ 市民アカデミーの作文発表 ・ 人権作文 ・ 人権ポスターの作成依頼 ・ 人権研修会の実施 ・ 人権の啓発品やSNSに巻き込まれないためのパンフレットの配布	市民全般	通年 毎年
-------	---	------	----------